

各務原市監査委員告示第5号

令和6年度財政援助団体等監査の結果に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年5月28日

各務原市監査委員 五 島 浩 利

各務原市監査委員 檜 谷 清 美

各務原市監査委員 小 島 博 彦

7 各健第 2 1 号
令和 7 年 4 月 1 1 日

各務原市監査委員 五島 浩利 様
各務原市監査委員 榎谷 清美 様
各務原市監査委員 小島 博彦 様

各務原市長 浅野 健司

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果に関する報告における措置事項について

令和 7 年 2 月 2 8 日付 6 各監委第 4 1 号にて報告のありました表記の件について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり報告します。

◎健康フェスティバル事業

【指摘事項】

(1) 事務処理規程、会計規程等の整備について

現在、団体の収入、支出等の手続が事務局長専決で行われているが、事務の決裁者の専決区分等を定めた事務処理規程、会計の取扱いを定めた会計規程等は制定されておらず、権限の定めがないまま、それぞれの事務処理が行われている。団体の事務は、市の規則等の直接的な適用はないため、適正な事務の執行の観点からも、早急に事務処理規程、会計規程等を整備されたい。

また、健康管理課長が事務局長として、健康管理係の係員が事務局員として、それぞれ事務に従事しているが、その根拠となるような明確な規程もないため、併せて規程の整備を行われたい。

【措置内容】

「各務原市健康づくり推進協議会規約」を改正（令和7年4月1日施行）し、事務処理及び会計規程等の内容を整備しました。

【指摘事項】

(2) 立替払について

団体の支出関係書類を確認すると、職員による立替払が複数見受けられた。団体事務における立替払は、市の公金の場合とは違い、完全に否定するものではないが、他の自治体における不祥事の例からもリスクの高い会計事務と言える。立替払は、精算時に領収書の添付を義務付けたとしても個人のお金との区別が不明確となり、私用で利用した際の領収書の提出などの不正が行われる可能性があること、証拠となる領収書を紛失した場合に救済不能となることなど、不適正な財務会計事務につながる考えられる。

今後立替払は行わないようにし、請求書払、口座振込による支払い等が困難な場合は、資金前渡により職員が現金を受領し、支払った後速やかに精算を行うよう徹底されたい。また、資金前渡による方法が可能となるよう適切に会計規程等の整備を行われたい。

加えて、団体の会計事務に関しては、収入・支出事務を1人の職員に任せきりにするのではなく、必ず複数の職員で確認するなど、万全な対応をされたい。

【措置内容】

団体の会計事務を市に準じて行い立替払を行わないとともに、複数の

職員で会計事務を確認します。

【指摘事項】

(3) 講師謝礼金の源泉徴収について

講演会の講師に対し、謝礼金とは別に交通費が支払われていた事例があり、この交通費については所得税の源泉徴収が行われていなかった。

市が乗車券を現物支給する場合等は源泉徴収の必要はないが、交通費として実費相当額を講師本人に支払う場合は、講演料の対価としての性質を有すると認められ、源泉徴収が必要であると考えるので、適切に対応されたい。

【措置内容】

講師の交通費については、今後交通費を直接交通機関へ支払う対応を行います。